道路一時使用届の手引き

・道路占用許可物件に該当しないような物件を，短期間使用する場合に提出する。

・掘削等の工事を伴わないことを原則とし，道路を破損・汚損した場合は，申請者の責任において原形に復旧する。

・使用にあたっては，管轄警察署の許可を得ること。

○対象

１．案内看板の設置

２．祭り，イベント開催に伴う仮設テント，パイプ椅子等の設置

○添付書類

１．イベント等事業概要書

２．位置図

・縮尺１：１０，０００程度の地図を使用し，使用箇所を明示すること。

３．平面図

・使用箇所の位置，設置物の名称・寸法等を記入すること。

４．設置物の構造図

・設置物の形状，寸法等を記入すること。

５．現況写真

・使用箇所を明示すること。